

平成22年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成22年6月10日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	10番	池口公二
11番	吉田盛彦	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	浦勝明	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	藪内博文
総務政策課 企画員	山本敏章	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	福田稔	住民生活課 企画員	福田睦巳
住民生活課 企画員	谷本芳朋	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

産業建設課長	脇田英男	産業建設課員 企画員	平田隆文
産業建設課員 企画員	植本亮	産業建設課員 企画員	三栖啓功
産業建設課員 企画員	川口孝志	上下水道課長	木村勝彦
上下水道課員 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 1 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算（第 1 号）
- 日程第 5 報告第 2 2 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 6 報告第 2 3 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 報告第 2 4 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 3 0 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 1 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号 第 4 次上富田町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算
（第 1 号）

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成22年第2回定例会を開会するにあたり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回上富田町議会定例会を開会します。

これより暫時休憩をします。

休憩 午前9時31分

（表彰・伝達式）

再開 午前9時39分

議長（奥田 誠）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番、吉田盛彦君、12番、井濶 治君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成22年3月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成22年6月定例会の説明員と、本定例会までに提出のありました陳情書5件につきましては、お手元に配付しておりますのでお目通しをお願いします。

また、3月定例会において可決されました、「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」と「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」につきましては、国の関係機関等に3月23日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、6月10日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成22年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、先般、長年にわたる地方自治功勞により和歌山県町村議会議長会の会長表彰を受けられました榎本 敏さん、沖田公子議員、奥田 誠議員さんには、心からお祝いを申し上げます。今回の受賞は、長年、議会議員として地方自治の振興と発展に尽力され

た功績によるものであり、そのご功績に対して心から敬意を表しますとともに、今後とも上富田町発展のため、より一層のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も梅の収穫最盛期に入りましたが、3月27日及び4月25日に発生した低温被害による収穫量の減少が心配されるところであります。梅産地情報によりますと、すべての品種で結実率が低く、南高、小梅の着果は前年、平年より非常に少ない状況で、価格面でも、小梅は昨年よりよいようではありますが、南高は昨年並みであると聞いています。引き続き安定した価格で推移することを願っています。

次に、紀南病院の運営についてであります。組合として、現状のまま組合が運営できるか、無償譲渡をしてもらうよう厚生労働省に要望していましたが、去る5月30日付の紀伊民報の記事によりますと、紀南病院など全国に4つある自治体や地元法人運営の社会保険病院が現状の運営形態で継続される内容の独立行政法人地域医療機能推進機構法案の修正案が衆議院の厚生労働委員会で可決され、今後、開会中の通常国会本会議で可決されれば、正式に決定する見込みであると報道されております。紀南病院を運営する組合としては本当にありがたいことであり、地域医療確保のため、引き続き努力したいと考えていますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年度の一般会計の決算状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷や国の三位一体の改革等による影響もある中、昨年度に引き続き大型事業である中島住宅建築や岡小学校屋内運動場建築事業等に取り組んだところでありますが、減債基金からの取り崩し額につきましては、当初予定額より大きく減額し、2,500万円に抑えることができるとともに、地方債年度末現在高も若干ではありますが減少となっています。

なお、一部繰り越す事業がありますが、実質収支額は8,382万7,000円の黒字決算となります。

これは、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行政改革に職員一丸となって取り組んできた成果が顕著にあらわれたものと評価をしているところでございます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いする議案は、報告事項として、平成21年度決算において歳入不足が生じた特別会計について、前年度繰上充用金をもって充当補てんをしたので、報告し、ご承認を求める平成22年度上富田町特別会計補正予算が4件、また、条例の一部改正が2件、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についてのご審議及び平成22年度一般会計、特別会計の補正予算が合わせて2件の合計9件でございます。

なお、追加議案として人事案件3件を本定例会中に上程させていただきますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第21号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）から報告第24号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）までの4件につきましては、それぞれの会計で、平成21年度において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補てんしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号は、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）であります。

朝来財産区管理会の会長及び委員の現行の報酬につきましては、平成8年度に改正されたものであり、他の財産区議員の報酬等との整合性を図るため、今回、会長につきましては年1万8,000円、各委員につきましては年1万4,000円を増額改正するものであります。

議案第31号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）であります。

この改正案は、平成22年度国民健康保険税の税率を改正するものであります。

医療費も年々増加している中で、平成21年度決算で赤字が生じ、国民健康保険事業の運営が苦しくなっていますので、今回、平均8.7%の増額改定するものであります。

議案第32号は、第4次上富田町総合計画基本構想の策定についてであります。

総合計画基本構想の策定につきましては、平成21年10月1日に総合計画審議会を設置し、24名の委員さんのさまざまな立場による多角的な視点で、将来の町の目指すべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策等について議論を重ね、平成22年5月21日に審議会会長より答申をいただいています。

第4次上富田町総合計画基本構想では、第3次上富田町総合計画を発展的に継承しつつ、将来像を「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」と設定して、自立と協働のまちづくりを推進するとともに、明るく豊かなまちづくりを基本理念とし、明るく生活ができ、心の豊かさが実感できるまちづくりを目指しています。

今回、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議をお願い申し上げます。

議案第33号は、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回、既定額に2億9,958万9,000円を追加し、予算総額を58億346万9,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費で、マイクロバスの円滑な運用管理を図るため、民間に運行業務を委託する経費89万5,000円を措置しています。

また、町にご寄付していただいた土地に老朽建物があり、今回、撤去するにあたり、家屋除却工事請負費200万円を措置しております。

教育費では、上富田スポーツセンター多目的グラウンドにクラブハウス、人工芝グラウンド、夜間照明施設の新設及び天然芝生化改設工事請負費として2億9,013万4,000円、ラグビーボール、少年サッカーゴール等の備品購入費として250万円を措置しています。

なお、財源につきましては、都道府県フットボールセンター整備助成金7,016万8,000円、スポーツ振興くじ助成金1億2,812万8,000円を充当しています。

議案第34号は、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）であります。

今回、既定額に4万2,000円を追加し、予算総額を474万2,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、議案第30号による朝来財産区管理会委員報酬の改正による追加補正等でございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜われますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 報告第21号～日程第12 議案第34号

議長（奥田 誠）

この際、日程第4 報告第21号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件から日程第12 議案第34号、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件まで9件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第21号をご説明させていただきます。

報告第21号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第18号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）、平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第18号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）、平成22年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,518万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,412万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます5月末の保険者加入世帯は2,968世帯、被保険者数は5,582名となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、11款、諸収入、3項、雑入、既定額に、今回、2,518万9,000円を加え、7,492万8,000円と定めております。

歳入合計では、既定額に、今回、2,518万9,000円を加え、18億1,412万6,000円と定めております。

続きまして、歳出、13款、前年度繰上充用金として新たに款を設け、1項、前年度繰上充用金として2,518万9,000円追加補正し、2,518万9,000円と定めております。

歳出合計では、既定額に、今回、2,518万9,000円を加え、18億1,412万6,000円と定めております。

4ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しのほどお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入。

11款、諸収入、5目、雑入において、2,518万9,000円の増額補正をして、7,492万5,000円としております。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出。

13款、前年度繰上充用金、1目、前年度繰上充用金、22節、補償、補てん及び賠償金として2,518万9,000円、これは、前年度繰上充用金でございます。これにつきましては、平成21年度決算におきまして歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2により、平成22年度歳入をもって平成21年度会計に充当するものでございます。

なお、歳入不足額は2,518万8,839円でございます。5月31日付において専決処分をさせていただいております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

おはようございます。

私の方からは、報告第22号についてご説明させていただきます。

報告第22号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第19号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第19号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成22年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,415万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,021万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に4億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を5億円とする。

平成22年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、1 款、諸収入、収益事業収入及び雑入として4 億8 , 4 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加しております。

歳入合計としましては、既定額に4 億8 , 4 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加して、7 億2 , 0 2 1 万円と定めております。

歳出、2 款、公債費として、既定額に5 0 0 万円を追加しております。

3 款、前年度繰上充用金として、4 億7 , 9 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加しております。

歳出合計としましては、既定額に4 億8 , 4 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加して、7 億2 , 0 2 1 万円と定めております。

3 ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

4 ページをお願いします。

2、歳入につきましては、1 款、諸収入として、宅地造成事業収入、既定額に4 億8 , 4 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加しております。

計といたしましては、既定額に4 億8 , 4 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加して、7 億2 , 0 2 1 万円と定めております。

歳出につきましては、2 款として、公債費、利息として既定額に5 0 0 万円を追加しております。

3 款として、前年度繰上充用金は、既定額に4 億7 , 9 1 5 万8 , 0 0 0 円を追加しております。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内博文）

おはようございます。

私の方からは、報告第2 3 号、第2 4 号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

初めに、報告第2 3 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第2 0 号、平成2 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1

号)。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第20号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第1号)。

平成22年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ539万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ882万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

平成22年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額に、今回、539万9,000円を追加し、882万2,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、539万9,000円を追加し、882万3,000円と定めています。

歳出、1款、公債費、1項、公債費、既定額に、今回、5万円を追加し、347万4,000円に。2款、前年度繰上充用金、1項、前年度繰上充用金、今回、新たに534万9,000円を追加し、534万9,000円に。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、539万9,000円を追加し、882万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いします。

2、歳入。

1款、諸収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に、今回、539万9,

000円を追加し、882万2,000円と定めています。貸付金元金過年度収入分でございます。

3、歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に、今回、5万円を追加し、78万3,000円と定めています。これにつきましては、一時借入金利子を見込んでございます。

2款、前年度繰上充用金、1目、前年度繰上充用金、今回新たに534万9,000円を追加し、534万9,000円と定めています。これにつきましては、前年度繰上充用金でございます。

以上でございます。

次の、報告第24号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

報告第24号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第21号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第21号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）

平成22年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,434万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,157万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

平成22年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、2款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額に、今回、4,434万1,000円を追加し、6,144万5,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、4,434万1,000円を追加し、6,157万6,000円と定めています。

歳出、1款、公債費、1項、公債費、既定額に、今回、50万円を追加し、1,773万5,000円に、2款、前年度繰上充用金、1項、前年度繰上充用金、今回新たに4,384万1,000円を追加し、4,384万1,000円に。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、4,434万1,000円を追加し、6,157万6,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しの方をお願いいたします。

次のページをお願いします。

2、歳入。

2款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に、今回、4,434万1,000円を追加し、6,144万5,000円と定めています。貸付金元金の過年度収入分でございます。

3、歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に、今回、50万円を追加し、391万円と定めています。これにつきましては、一時借入金利子を見込んでございます。

2款、前年度繰上充用金、1項、前年度繰上金充用金、今回、新たに4,384万1,000円を追加し、4,384万1,000円と定めています。これにつきましては、前年度繰上充用金でございます。

以上、報告第23号、第24号のご説明を終わります。ご承認賜われますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

おはようございます。

議案第30号をご説明申し上げます。

議案第30号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第1条、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条「別表第1」の表中、「財産区管理会会長 年138,000円」を「財産区管理会会長 年156,000円」に改める。

「財産区管理会委員 年106,000円」を「財産区管理会委員 年120,000円」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するとしてございます。

この改正案につきましては、朝来財産区管理会の会長及び委員の報酬を改正するものでございます。現行の報酬については平成8年度に改正されたものであり、今回、他の財産区の委員さんの報酬との整合性を図るため、会長について年1万8,000円、各委員について年1万4,000円の増額改正するものでございます。

なお、2ページに、参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照をお願いいたします。

ご承認方、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。

議案第31号について説明させていただきます。

議案第31号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険税率の改正であります。

22年度当初予算作成時には、21年度で約1億円の単年度赤字の見込みで、約15%アップで予算承認をいただきましたが、補助金の増、及び医療費の減少により、赤字額が約2,500万円となりました。

所得が確定しました現時点で、21年と比較しまして基準総所得金額が約2億4,000万円の減となりました。

単年度赤字額の減少と、基準総所得金額の減収により、医療費分で15.3%、後期高齢者支援金分でマイナスの11%、介護分で10.3%、平均8.7%の値上げで、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、添付しております参考資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをお願いします。

まず、第3条の第1項につきましては、医療費分の所得割の税率で、現行の100分の5.4を100分の7に改正するものであります。

第4条につきましては、医療費分の資産割の税率で、現行の100分の35を100分の40に改正するものであります。

第5条につきましては、医療費分の均等割額で、現行の1人当たり2万3,000円を2万7,500円に改正するものであります。

4ページをお願いします。

第5条の2、第1号につきましては、医療費分の平等割額で、現行の1世帯当たり2万円を2万3,000円に改正するものであります。

第2号につきましては、医療費分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり1万円を1万1,500円に改正するものであります。

第6条につきましては、後期高齢者支援金分の所得割の税率で、現行の100分の2を100分の1.9に改正するものであります。

5ページをお願いします。

第7条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割の税率で、現行の100分の12を100分の11に改正するものであります。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金分の均等割額で、現行の1人当たり8,000円を7,200円に改正するものであります。

第7条の3、第1号につきましては、後期高齢者支援金分の平等割額で、現行の1世帯当たり7,000円を6,000円に改正するものであります。

第2号につきましては、後期高齢者支援金分の特定世帯の平等割額で、現行の1世帯当たり3,500円を3,000円に改正するものであります。

第8条につきましては、介護分の所得割の税率で、現行の100分の1.3を100分の1.8に改正するものであります。

6ページをお願いします。

ここからは、軽減でございます。

第23条の1、1号のイにつきましては、医療費分の均等割、7割軽減額を、現行の1万6,100円を1万9,250円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯1万4,000円を1万6,100円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり7,000円を8,050円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割額、7割軽減額を、現行の5,600円を5,040円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり4,900円を4,200円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり2,450円を2,100円に改正するものであります。

7ページをお願いします。

23条の2のイにつきましては、医療費分の均等割、5割軽減額を、現行の1万1,500円を1万3,750円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり1万円を1万1,500円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり5,000円を5,750円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割、5割軽減額を、現行の4,000円を3,600円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり3,500円を3,000円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり1,750円を1,500円に改正するものであります。

第23条の3号のイにつきましては、医療費分の均等割、2割軽減額を、現行の4,600円を5,500円に、8ページをお願いします。口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり4,000円を4,600円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり2,000円を2,300円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割、2割軽減額を、現行の1,600円を1,440円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり1,400円を1,200円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり700円を600円に改正するものであります。

なお、条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めています。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長(奥田 誠)

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員(山本敏章)

おはようございます。

私からは議案第32号についてご説明させていただきます。

議案第32号、第4次上富田町総合計画基本構想の策定について。

第4次上富田町総合計画基本構想を策定したので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、基本構想案の内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1章、基本理念と将来像。

第1節として、基本理念としています。基本理念は、前回の第3次総合計画をそのまま踏襲しまして、明るく豊かなまちづくりとしています。ただし、明るく豊かなまちづくりとは非常に抽象的な表現であることから、「明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり」という副題をつけており、町民が健やかで安心して暮らせるように、町民と行政が一体となって協働により活力あるまちづくりを目指します。

続いて、第2節、将来像としまして、『『みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～』としています。

少子高齢化社会の進展や厳しい財政状況、地方分権の推進の中、これからも町民と行政がそれぞれの役割を分担し、ともに知恵と力を出し合い、町の特性を伸ばし課題を解決しながら、次代に引き継げる町の創造を求められています。

このような視点から、町民の自立と協働の意識を高め、町民一人ひとりの知識や経験がまちづくりに生かせるように進めることで、町民がより心豊かに、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

続いて、2ページをお願いします。

第2章、将来人口です。

我が国は、少子化の影響により人口減少社会に転じており、本町においても、国立社会保障・人口問題研究所では、人口減少という予測がされている中、子育て支援の充実と産業振興による雇用機会の創出に努めるものとしています。

続いて、第3章、土地利用の構想です。

土地は、すべての町民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動を展開する基盤であることから、安全性、利便性、快適性、そしてその特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある町を創造していきます。

主として、総合的、計画的な土地利用を進める観点から、住宅都市ゾーンと緑農集落ゾーンに区分しています。

続いて、3ページ、第4章、総合計画の体系図です。

明るく豊かなまちづくりという基本理念のもとに、将来像、「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」としています。そしてその下に、基本目標を3つ定めています。

しあわせなまちづくり、これは、福祉環境行政について示しています。そして、将来像と基本目標を具現化するための分野別の基本方針となる、施策の大綱を設けています。ここでは、地域福祉の推進、以下、ごらんのとおりとなっています。

続いて、基本目標の2つ目として、教育と文化のまちづくり、これは、教育行政について示しています。施策の大綱の表題については、以下、ごらんのとおりです。

基本目標の3つ目として、魅力あるまちづくり、これは、基盤整備、安全対策、産業振興等について示しています。施策の大綱の表題につきましては、以下、ごらんのとおりです。

4ページをお願いします。

第5章、基本目標と施策の大綱。

第1節として、基本目標としています。

これも、前回の第3次総合計画をそのまま踏襲しています。しかし、「『みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～」の将来像を実現するために、町民と行政がともにまちづくりに取り組むという趣旨を随所に取り入れ、3つの基本目標を定めています。

次に、5ページをお願いします。

これより、分野別の基本方針となる施策の大綱について、第2節に取りまとめています。

5ページから7ページは、基本目標の1つ目、「『しあわせなまちづくり』～健康で文化的な生活が営めるまちづくり～」施策の大綱部分になります。

(1)の地域福祉の推進から、7ページの(5)環境保全の推進まで、5項目にそれぞれ取りまとめております。

8ページをお願いします。

8ページから10ページは、基本目標の2つ目である、「『教育と文化のまちづくり』～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～」の施策の大綱部分です。

(1)生涯学習の推進から、9ページの下にあります(6)の生涯スポーツの振興の6項目にまとめています。

続きまして、11ページをお開きください。

11ページから15ページにつきましては、基本目標の3つ目の「『魅力あるまちづくり』～安全・安心して暮らすことができるまちづくり～」の施策大綱部分になります。

(1)の安全・安心な暮らしの確保から、14ページの(8)広域行政の推進の8項目にそれぞれまとめています。

以上、第4次上富田町総合計画基本構想案について、ご審議のほど、何とぞよろしく

お願いします。

以上です。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

よろしく願いいたします。

議案第33号について、ご説明いたします。

議案第33号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成22年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億346万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、13款、使用料及び手数料は、既定額に、今回、50万3,000円を追加し、7,028万4,000円と定めています。

15款、県支出金は、既定額に32万円を追加、18款、繰入金は、既定額に2,297万円を追加、20款、諸収入は、既定額に2億29万6,000円を追加、21款、町債は、既定額に7,550万円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、2億9,958万9,000円を追加し、58億346万9,000円と定めています。

次に、歳出では、2款、総務費は、既定額に、今回、389万5,000円を追加し、7億7,858万6,000円と定めています。

9款、教育費は、既定額に2億9,569万4,000円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、2億9,958万9,000円を追加し、58億346万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

今回、追加で、上富田スポーツセンター改修事業につきまして、限度額を7,550万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、この5ページから7ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出の方から説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款、総務費の一般管理費では、89万5,000円の追加です。上富田町マイクロバス運行業務委託契約に基づき、運転専従者の運行業務委託料を措置しています。

財産管理費では、200万円の追加です。朝来字上ワ通りでご寄付いただきました土地に建てられています老朽化した家屋の除却工事請負費200万円を措置しています。

男女共同参画社会推進費では、46万円の追加で、日本女性会議2010京都大会への参加費、バス借上料等を措置しています。

監査委員会費では、54万円の追加で、監査委員及び関係職員の研修旅費を措置しています。

9款、教育費の社会教育総務費では、556万円の追加です。負担金、補助及び交付金で、コミュニティ助成事業補助金として250万円、これは市ノ瀬青年団への芝居用具整備補助でございます。それから、市ノ瀬コスモス園の花祭補助金として200万円を措置しています。

保健体育総務費では、250万円の減額でございます。当初、コミュニティ助成事業で、体育備品購入のための補助として計上しておりましたが、さきの芝居用具の整備で補助金が採択されましたので、社会教育総務費で予算の組み替えを行っております。

体育施設管理費では、2億9,263万4,000円の追加です。工事請負費としまして、スポーツセンター多目的グラウンドのクラブハウス新築工事請負費7,500万1,000円、人工芝グラウンド新設工事請負費1億2,471万4,000円、夜間照明施設設置工事請負費4,566万4,000円、天然芝生化改設工事請負費4,475万5,000円を措置しております。また、備品購入費で、ラグビーボール、少年サッカーゴール等の備品購入費250万円を措置しています。

次に、歳入を説明させていただきますので、8、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

13款、使用料及び手数料の総務使用料では、既定額に、今回、50万3,000円を追加しています。マイクロバス使用料として、各種団体等が使用する場合に上富田町マイクロバス運行業務委託契約に基づき、運転業務を委託業者に依頼したときの使用料を追加補正してございます。

15款、県支出金の総務費県補助金は、32万円の追加で、人権啓発市町村助成事業補助金です。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、2,297万円を追加しております。

20款、諸収入の雑入は、2億29万6,000円の追加で、長寿社会づくりソフト事業費交付金200万円、都道府県フットボールセンター整備助成事業助成金7,016万8,000円、スポーツ振興くじ助成金1億2,812万8,000円を措置しています。

21款、町債の教育債は、7,550万円の追加で、上富田スポーツセンター改修事業債を措置してございます。

以上が、今回の補正内容でございます。ご承認賜われますよう、よろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内博文）

私の方からは、引き続きまして議案第34号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第34号、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

平成22年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月10日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、今回の補正につきましては、主に報酬及び費用弁償条例の一部改正によるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、2款、寄付金、1項、寄付金、既定額に、今回、4万2,000円を追加し、52万5,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、4万2,000円を追加し、474万2,000円と定めています。

歳出、1款、委員会費、1項、委員会費、既定額に、今回、64万2,000円を追加し、162万2,000円に。

2款、総務費、2項、総務管理費、既定額から、今回、60万円を減額し、312万円に。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、4万2,000円を追加し、474万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いします。

2、歳入。

2款、寄付金、1目、指定寄付金、既定額に、今回、4万2,000円を追加し、52万5,000円と定めています。報酬改正に伴う管理事務費でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款、委員会費、1目、管理委員会費、既定額に、今回、64万2,000円を追加し、162万2,000円と定めています。1節の報酬につきましては、委員報酬の改定によるものでございます。9節、旅費につきましては、委員費用弁償でございます。

次のページをお願いします。

2款、総務費、1目、一般管理費、既定額から、今回、60万円を減額し、312万円と定めています。9節、旅費につきましては、特別旅費を見込んでございます。25節、積立金につきましては、90万円を減額してございます。

次のページをお願いします。

なお、7ページの給与費明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第34号についてご説明を終わります。ご承認賜われますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月15日午前9時30分となっていますので、ご参集をお願いします。

本日はどうもご苦労さんでございました。

延会 午前10時33分